

悪質訪問販売に注意！！

設置が義務化されたことに伴い、不適正な訪問販売等が発生することが予想されます。下記のような事があれば、はっきりと断りましょう！

消防職員、市町村職員を装う！

- ・ 消防職員等が住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。
- ・ 消防職員等が尋ねてきたら、身分を証明するものを見せてもらいましょう。

恐怖心をあおる、おどす！

- ・ 悪質訪問では、法律で義務化され、設置しないと罰金を取られるなどと恐怖心をあおり、おどすような言い方をします。
- ・ 住宅用火災警報器の未設置については、罰金などの罰則の適用はありません。

特別価格を強調し、考える時間を与えない！

- ・ 悪質訪問者は即決・即金を求め、すぐに行方をくらまします。
- ・ お金を払わせ、「領収書を持って来ます！」と言ったまま戻って来ることはありません。

